

四日市市上下水道局管理規程第5号

四日市市下水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年4月1日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

四日市市下水道事業会計規程の一部を改正する規程

四日市市下水道事業会計規程（平成17年上下水道局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第2条（略） （1）から（3）まで（略） （4） 主管の長 四日市市上下水道局処 務規程（昭和33年水道局管理規程第 3号）第2条の2に規定する上下水道 局の総務課、経営企画課、お客様セン ター、生活排水課、 <u>施設課、下水建設 課及び下水維持課</u> の課長をいう。	第2条（略） （1）から（3）まで（略） （4） 主管の長 四日市市上下水道局処 務規程（昭和33年水道局管理規程第 3号）第2条の2に規定する上下水道 局の総務課、経営企画課、お客様セン ター、生活排水課、 <u>施設課及び下水建 設課</u> の課長をいう。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

（上下水道局管理部総務課）